

現行			改正案		
1 大綱策定の背景と必要性			1 大綱策定の背景と必要性		
(1) これまでの経緯			(1) これまでの経緯		
略			略		
年	月	取組項目	年	月	取組項目
昭和60年	1月	「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行政改革大綱）の策定について」（自治事務次官通達）	昭和60年	1月	「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行政改革大綱）の策定について」（自治事務次官通達）
	4月	「成田市行政改革推進本部」設置 「成田市行政改革大綱策定懇談会設置要綱」決定		4月	「成田市行政改革推進本部」設置 「成田市行政改革大綱策定懇談会設置要綱」決定
61年	3月	「成田市行政改革大綱」及び「成田市行政改革推進計画」策定	61年	3月	「成田市行政改革大綱」及び「成田市行政改革推進計画」策定
平成6年	10月	「地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について」（自治事務次官通知）	平成6年	10月	「地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について」（自治事務次官通知）
7年	4月	「成田市行政改革基本方針及び重点事項について（指針）」策定	7年	4月	「成田市行政改革基本方針及び重点事項について（指針）」策定
	10月	「成田市行政改革懇談会」設置		10月	「成田市行政改革懇談会」設置
8年	12月	「成田市新行政改革大綱」及び「成田市新行政改革推進計画」策定	8年	12月	「成田市新行政改革大綱」及び「成田市新行政改革推進計画」策定
9年	4月	「成田市行政改革推進委員会」設置	9年	4月	「成田市行政改革推進委員会」設置
	11月	「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針について」（自治事務次官通知）		11月	「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針について」（自治事務次官通知）

現行			改正案		
11年	3月	「成田市第3次行政改革大綱」及び「成田市第3次行政改革推進計画」策定	11年	3月	「成田市第3次行政改革大綱」及び「成田市第3次行政改革推進計画」策定
14年	3月	「成田市第4次行政改革大綱」及び「成田市第4次行政改革推進計画」策定	14年	3月	「成田市第4次行政改革大綱」及び「成田市第4次行政改革推進計画」策定
17年	3月	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（新地方行革指針）」（総務事務次官通知）	17年	3月	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（新地方行革指針）」（総務事務次官通知）
	10月	「成田市第5次行政改革推進計画」策定		10月	「成田市第5次行政改革推進計画」策定
18年	3月	「成田市行政改革集中改革プラン」策定	18年	3月	「成田市行政改革集中改革プラン」策定
	8月	「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（総務事務次官通知）		8月	「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（総務事務次官通知）
22年	3月	「成田市第5次行政改革大綱」及び「成田市行政改革推進計画（平成22～24年度）」策定	22年	3月	「成田市第5次行政改革大綱」及び「成田市行政改革推進計画（平成22～24年度）」策定
25年	3月	「成田市行政改革推進計画（平成25～27年度）」策定	25年	3月	「成田市行政改革推進計画（平成25～27年度）」策定
27年	8月	「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（総務大臣通知）	27年	8月	「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（総務大臣通知）
28年	3月	「成田市行政改革推進計画（平成28～30年度）」策定	28年	3月	「成田市行政改革推進計画（平成28～30年度）」策定
31年	3月	「成田市行政改革推進計画（令和元年度～令和3年度）」策定	31年	3月	「成田市行政改革推進計画（令和元年度～令和3年度）」策定
			<u>令和4年</u>	<u>3月</u>	<u>「成田市行政改革推進計画（令和4年度～令和6年度）」策定</u>

現行	改正案
(2) 社会経済情勢の変化 ①地方分権の進展 地方分権(※1)の進展のためには、<u>地方公共団体の</u>自己決定・自己責任に基づく自立した行政経営が求められます。<u>分権化の時代にあつては、</u>地方公共団体は自らの責任と判断で地域の実情に合った政策を立案し、執行し、その結果についても責任を負わなければなりません。そして、この自治体能力の差が、そのまま都市の差となって現れてきます。 ②高齢化の進行 近年、わが国の出生率(※2)は低水準で推移しており、高齢化率(※3)は、平均寿命(※4)の伸長や低い出生率を反映して上昇を続け、<u>平成27年(2015年)の国勢調査では、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢化社会が到来しました。</u> 本市においても、低い出生率を反映し、総人口に占める15歳未満の年少人口の割合も<u>低水準で推移しています</u>。一方で、65歳以上の老年人口は増加しており、これに伴い介護サービスに対するニーズの増大、生産年齢人口(※5)の減少による労働力供給の制約、産業構造、消費市場への影響などさまざまな社会的、経済的影響が懸念されます。 ④情報化社会の推進 少子化や高齢化が進む中、近年の目覚ましいIT技術の進展やスマートフォンの普及により、インターネット利用率が<u>ほぼ9割</u>となり、市民生活の中に情報ネットワーク社会が形成されつつあります。令和2年12月には<u>総務省</u>が自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）(※6) 推進計	(2) 社会経済情勢の変化 ①地方分権の進展 地方分権(※1)の進展のためには、自己決定・自己責任に基づく自立した行政経営が求められ<u>ており</u>、地方公共団体は自らの責任と判断で地域の実情に合った政策を立案し、執行し、その結果についても責任を負わなければなりません。そして、この自治体能力の差が、そのまま都市の差となって現れてきます。 ②高齢化の進行 近年、わが国の出生率(※2)は低水準で推移しており、高齢化率(※3)は、平均寿命(※4)の伸長や低い出生率を反映して上昇を続け、<u>総人口に占める65歳以上の高齢者の人口割合（高齢化率）が30%に迫る勢いで進行するなど、これまでに経験したことのない本格的な超高齢化社会に到達しています。</u> 本市においても、低い出生率を反映し、総人口に占める15歳未満の年少人口の割合も<u>減少傾向にあります</u>。一方で、65歳以上の老年人口は増加しており、これに伴い介護サービスに対するニーズの増大、生産年齢人口(※5)の減少による労働力供給の制約、産業構造、消費市場への影響などさまざまな社会的、経済的影響が懸念されます。 ④情報化社会の推進 少子化や高齢化が進む中、近年の目覚ましいIT技術の進展やスマートフォンの普及により、インターネット利用率が<u>約85%</u>となり、<u>70代の年齢層においても60%を超えるなど、</u>市民生活の中に情報ネットワーク社会が形成されつつあります。令和2年12月には<u>国</u>が「自治体DX（デジタ

現行	改正案
画を策定するとともに、<u>令和3年9月にはデジタル庁が創設され、今後は、マイナンバー制度やICT^(※7)、IoT^(※8)の利活用により電子行政の推進と、デジタル技術を活用した利用者中心の住民サービスの向上が図られていくこととなります。</u> ⑥今後の財政需要 本市の財政状況は、健全化判断比率(※10)などの財政指標においても健全性を保っているところですが、<u>依存財源(※11)が削減される傾向にあるうえに、今後も厳しい経済情勢の中で、市税を中心とする自主財源の確保についても大幅な増収は難しい見込みとなっています。</u> 略 (3) 大綱策定の必要性 略 しかしながら、<u>(2)社会経済情勢の変化に示したように</u>本市行政運営を取り巻く環境は大きく変化していることや、行政改革の実施計画である「成田市行政改革集中改革プラン」の計画期間が平成21年度で終了し、新たな実施計画の策定も必要となっていたことから、行政改革を進めることは今後も重要課題の1つであるとの認識のもと、これを推進するた	ルトランスフォーメーション)^(※6)推進計画」を策定し、<u>令和4年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定しており、地方自治体では、AI(※7)やデジタル技術、各種データを活用した行政サービスや業務効率化の取り組みを進めていくことが求められています。</u> <u>このようなことから、本市では、令和4年3月に「成田市デジタルトランスフォーメーション(DX)基本方針」を策定し、その考え方に基づき、行政改革推進計画等において、デジタル技術を活用した各種取組を推進しています。</u> ⑥今後の財政需要 本市の財政状況は、健全化判断比率(※9)などの財政指標においても健全性を保っており、<u>コロナ禍の脱却に伴う航空需要の増加や、インバウンド(※10)の急速な回復により、空港関連企業をはじめとする企業業績の順調な推移が見られますが、依存財源(※11)が削減される傾向にあるうえに、今後も厳しい経済情勢の中で、市税を中心とする自主財源の確保についても大幅な増収は難しい見込みとなっています。</u> 略 (3) 大綱策定の必要性 略 しかしながら、本市行政運営を取り巻く環境が大きく変化していることや、行政改革の実施計画である「成田市行政改革集中改革プラン」の計画期間が平成21年度で終了し、新たな実施計画の策定も必要となっていたことから、行政改革を進めることは今後も重要課題の1つであるとの認識のもと、これを推進するため、「成田市第5次行政改革大綱」を策定

現行	改正案
め、「成田市第5次行政改革大綱」を策定するとともに、平成22年度からの実施計画である「成田市行政改革推進計画」を策定しました。 2 行政改革の基本的な考え方 (2) 改革の視点 ④ 安定性と持続可能性の確保 安心できる市民生活と地域の発展のため、健全な財政運営の維持、次代を担う職員の育成など、長期的な視点に立った安定性と持続可能性を確保した行政運営を進めます。 (5) 推進項目の概要 I 市民満足度を重視した行政サービスの向上（質の改革） I-③ 公正の確保と透明性の向上 行政が保有するさまざまな情報の提供にあたっては、市民の利用しやすい方法で、積極的かつわかりやすい提供に努め、市民と行政の情報の共有化を推進します。 また、情報公開条例や個人情報保護条例、行政手続条例などの適正な運用に努め、行財政運営の公正性、透明性、公開性の向上を図ります。 I-⑤ 人材の育成と活用 略 さらに、定年年齢の段階的引き上げ（※21）による高齢層職員の能力や経験、民間における優れた専門的知識や経験を活かした人材の活用を図り、行政の施策能力の向上のための取り組みを推進します。 用語の解説	するとともに、平成22年度からの実施計画である「成田市行政改革推進計画」を策定しました。 2 行政改革の基本的な考え方 (2) 改革の視点 ④ 安定性と持続可能性の確保 安心できる市民生活と地域の発展のため、健全な財政運営を維持するとともに、次代を担う職員の育成や若者から選ばれる自治体を目指すことにより、長期的な視点に立った安定性と持続可能性を確保した行政運営を進めます。 (5) 推進項目の概要 I 市民満足度を重視した行政サービスの向上（質の改革） I-③ 公正の確保と透明性の向上 行政が保有するさまざまな情報の提供にあたっては、市民の利用しやすい方法で、積極的かつわかりやすい提供に努め、市民と行政の情報の共有化を推進します。 また、情報公開や個人情報保護の保護、処分等の行政手続などの適正な運用に努め、行財政運営の公正性、透明性、公開性の向上を図ります。 I-⑤ 人材の育成と活用 略 さらに、定年年齢の段階的引き上げ（※23）による高齢層職員の能力や経験をいかすとともに、民間における優れた専門的知識や経験をいかした人材の活用を図り、行政の施策能力の向上のための取り組みを推進します。 用語の解説

現行	改正案
	※7／「AI」 <u>人口知能。人間のふるまいの一部を人工的に再現し、経験から学んだりすることで、人間が行うような柔軟な対応を可能とするもの。</u> ※10／「インバウンド」 <u>外国人が訪れてくる旅行のこと。「日本へのインバウンド」は訪日外国人旅行または訪日旅行のことをいう。</u>